

都道府県推進計画

都道府県名	京都府
-------	-----

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 40 年 3 月 31 日
平成 26 年度までに都道府県計画に則して実施した活性化事業の総括・評価	
(1) 消費生活相談体制	
○管内市町村	
京都府内においては、地方消費者行政活性化基金（以下、「基金」という。）の活用により、平成 23 年度までにすべての市町村にセンター又は消費生活相談窓口が設置され、住民が身近な場所で相談を受けることができるようになった。これまでに基金により整備された相談体制を維持し、住民がどこでも質の高い助言や支援を受けられるためには、今後も地方消費者行政推進交付金（以下、「交付金」という。）等による財政支援が必要である。	
○京都府	
京都府における消費生活相談体制については、基金制度開始以前から平成 25 年度まで、消費生活相談員（以下、「相談員」という。）を確保し、相談業務等に当たってきた。平成 25 年度からは、従前相談業務を担当していた京都府消費生活安全センター（以下、「府センター」という。）の相談員 3 名を「出かけるセンター」の実行部隊として基金を活用した出前講座等の啓発や消費者教育の専任担当とした。また、平成 26 年度からは、広域振興局に配置した相談員を業務量に応じて見直した。	
なお、緊急性のある相談に応じるため、年末年始を除く土日祝日にも、NPO 法人に委託して相談を受け付けている。	
(2) 消費生活相談件数等	
○市町村	
平成 16 年度をピークに全国的に相談件数が減少傾向にあり、京都府域における相談件数も、年度によって増減が見られるものの、趨勢としては減少傾向にある中、平成 23 年度までにすべての市町村にセンター又は消費生活相談窓口が設置されたことに伴い、従前、府に寄せられていた相談が、市町村等へシフトしたケースもあって、市町村で受け付ける相談件数の割合は、年々増加している（平成 21 年度の相談割合 府：市町村 = 4 : 6、平成 25 年度の相談割合 府：市町村 = 3 : 7）。	
○京都府	
全国的な傾向と同様に府の相談件数も減少しているが、これは、貸金業法の完全施行や警察による対応強化などにより、架空請求・不当請求あるいはサラ金ヤミ金に係る相談が減少したことが主要な原因であるとともに、市町村センター又は窓口整備も、府への相談件数の減少に繋がったものと考えられる。平成 25・26 年度の府が受け付けた件数は、前年とほぼ同規模であり、下げ止まったものと見られる。	
相談の特徴としては、高齢者の相談が、増加傾向にあること、また、内容では、「放送・コンテンツ」など、情報化社会を反映したものが上位を占めているが、手口は広域化、複雑・専門	

化、悪質化している。

(3) 相談員の養成及びレベルアップ

○管内市町村

管内市町村における相談員の養成及びレベルアップについては、基金を活用して、研修や研修の支援にそれぞれ力を入れてきており、本項に係る基金充当額は漸増傾向にある。

○京都府

平成 21, 22 年度に、府勤務、市町村勤務者のみならず、一般の方も対象として相談員専門資格取得講座等を開催し、市町村相談員として雇用されるよう支援を行ったほか、経験の浅い市町村への専門家派遣研修や府センターでの受入研修により市町村相談員のレベルアップのための支援を行った。

また、府センターの全相談員に対し国民生活センターにおける研修を毎年度受講させているほか、毎月一回事例研究会を開催し相談員のレベルアップに努め、さらに困難事案に関するテーマを中心に、講師陣に弁護士等も交え専門的な研修を受講させるなど、相談員の資質向上に資する取組を行っている。

(4) 市町村の基礎的な取組に対する支援事業

○京都府

基金を活用し、平成 21 年度から、府・市町村の相談員、職員及び弁護士等により構成される「消費者あんしんチーム（相談分野）」を組織し、ベテラン相談員による市町村相談員への助言、弁護士による複雑な案件への対応策等の助言、困難案件に係る弁護士によるあっせん案の提示（あっせん会議）などにより、複雑・困難化する消費生活相談の早期解決に資している。

また、平成 25 年度から、府センターに「地域担当制」を導入して、市町村相談員からの相談に対応しているほか、府内のすべての消費生活相談員が速やかに情報共有できるように「リアルタイムシステム」を構築したことに伴い、迅速な対応や対応力向上が図られた。

(5) 地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業

ア 悪質商法徹底撃退事業

○管内市町村

京都府の指導の下、各地域で問題になっているテーマを選定した「地域 110 番事業」を実施し、隠れた被害の掘り起こしと併せて、相談員や弁護士への相談により、消費者の抱える問題の解決を図ることができた。

○京都府

管内市町村等と協働して「地域 110 番事業」を推進した。

また、職員、相談員、弁護士等により構成される「消費者あんしんチーム（調査分野）」により、被害者の発見、違反性の高い事業者に対する早期警告の発出により、被害の拡大防止に努めた。

さらに、宅配事業者との間で「宅急便を利用した悪質商法から消費者を守る協定」締結し、送り付け商法等への対策を講じていたところ、平成 26 年 11 月には、高齢女性が現金を宅配便で送ろうとした事案について、被害を未然に防止するなど、具体的な成果を上げている。

このほか、ホテルや百貨店等におけるメニューの不適正表示問題を受け、表示の適正化のた

めの指導を強化するとともに、再発防止と事業者のコンプライアンス意識の向上を図るための講習会等を積極的に行なった。

イ 高齢消費者被害防止事業

○管内市町村

市町村ごとに様々な工夫を凝らした啓発資材（防犯川柳のうちわ、電話応対の注意事項を記載したメモ帳、ステッカー等）を作成し、市町村等のイベント等の場で配布、声かけ等により、被害の未然防止に努めており、住民も防犯意識が高まってきている。

○京都府

京都府が作成した啓発資材等を活用しながら、身近な人々への声かけや消費生活情報を提供する、地域の見守りボランティアである「くらしの安心推進員」の活動により消費者被害の未然防止に努めており、さらに当該「くらしの安心推進員」を養成、拡大するとともに、その活動が円滑に行われるよう支援を続けている。

また、交番や駐在所などを核として活動する「府民協働防犯ステーション」と協調しながら、高齢者を対象とした出前講座を、年間目標回数を設定しながら実施し、実際に講座を受けた方が悪質事業者の甘言に乗らなかつたり、地域の中で講座の内容を共有して、被害にあわずに済んだなどの効果を上げている。

さらに、「地域安心力」の高い、安心・安全な消費生活の実現を目指して、行政、消費者団体、事業者団体等により構成する「京都くらしの安心・安全ネットワーク」が、構成員相互の情報交換・共有や連携した見守り・声かけ等の活動を通じて、被害者の早期発見や迅速な対応に努めており、ネットワークとして対応する仕組みが構築されている。

なお、平成26年度には、高齢者が狙われやすく、過去最悪を更新し続けている特殊詐欺に対応するために、基金を活用した「特殊詐欺等被害撲滅緊急対策事業」として、府内4箇所で警察と協働してキャンペーンを実施し、高齢者の消費者被害の未然防止に効果を上げている。

ウ 消費者教育推進事業

○管内市町村

小規模自治体においては、町主催のイベント等における啓発資材の配布や被害にあわないための講座などが行なわれているが、体系的な消費者教育については、マンパワーなどの問題もあってその取組は難渋しがちであり、今後消費者教育をどのように進めていくのか検討を始める段階の市町村が散見される。

規模の比較的大きな自治体においては、「消費者教育推進計画」の策定を進めているところ、検討に着手したところなど様々であるが、市民向けの消費者イベントでは色々な特色ある取組がなされており、イベントへの来場者数も多いことから、幅広い層への普及が進んでいる。また「消費者教育を推進しなければならない」との問題意識はかなり高い。

○京都府

従来から、消費者トラブルの防止や製品安全等に係る消費生活講座等を、京都府の主催あるいは関係団体との共催により府内各地で開催するなど、個別対応型の消費者教育を行ってきた。また、消費者団体等においても、それぞれの分野で講座を開くなど、消費者教育は行われてきた。

京都府においては、平成 26 年 3 月に「京都府消費者教育推進計画」を策定し、同計画に基づき、平成 26 年度から本格的に消費者教育の施策を展開しており、シンポジウムの開催、学生リーダーの養成、学生による啓発冊子の作成、さらには「消費者市民キャッチコピー」募集など着手可能なところから着実に取組を進めている。

また、「くらしの安心・安全ネットワーク」に「消費者教育推進チーム」を設置し、具体的な企画や取組が進むようソフト面での体制も整えたところである。

今度とも、社会的な要請でもある消費者教育を積極的に進めることとしている。

「地方消費者行政強化作戦」への対応

どこに住んでいても質の高い相談・救済を受けられる地域体制を整備し、消費者の安全・安心を確保するため、「地方消費者行政強化作戦」の達成に向かって取り組む。

＜政策目標 1＞相談体制の空白地域の解消【達成済】

平成 23 年度までに、すべての市町村に消費生活センター又は相談窓口を設置した。

＜政策目標 2＞相談体制の質の向上

2－1 消費生活センター設立促進

平成 26 年 4 月現在、京都府内で消費生活センター未設置の自治体は、人口 5 万人未満の 6 市町であるが、今後、市町村の意向を尊重しながら、センターの共同設置も含めた消費生活相談窓口のセンター化を支援していく。

2－2 管内自治体の 50%以上に相談員を配置【達成状況 96%】

平成 26 年 4 月現在、1 市（職員対応）を除く全市村に相談員が配置されている。

2－3 消費生活相談員の資格保有率を 75%以上に引き上げ【達成状況 98%】

平成 26 年 4 月現在、消費生活相談員の資格保有率は 98%以上となっているが、さらに今後、すべての相談員の資格取得に向けて府内市町村に働きかける。

2－4 消費生活相談員の研修参加率を 100%に引き上げ

相談員が毎日勤務していない市町村や 1 人しか配置されていない市町村があることから、現状では、集合研修については、参加率を 100%にすることは困難であるが、d ラーニングの受講や、京都府のリアルタイムシステムに掲載のオンデマンド対応可能な研修、ホームページに公開している動画教材等も活用しながら研修の機会確保を支援する。

＜政策目標 3＞適格消費者団体の空白地域解消【達成済】

特定非営利活動法人「京都消費者契約ネットワーク」が、平成 19 年 12 月に適格消費者団体に認定されている。

＜政策目標 4＞消費者教育の推進【達成済】

平成 25 年 7 月に消費者教育推進地域協議会を設置し、平成 26 年 3 月に京都府消費者教育推進計画を策定・公表（計画期間平成 26～28 年度）。

＜政策目標 5＞「見守りネットワーク」の構築

市町村の福祉部局等において構築される高齢者や障害者等の見守りネットワークに消費者被害防止の機能が付加されるよう働きかけことによって「消費者安全確保地域協議会」を順次設立していく予定。

消費者行政推進の方針

＜平成 27 年度から平成 29 年度までの方針＞

交付金等活用期間中は、交付金等の範囲内で消費者行政の活性化を図り、具体的な成果を踏まえて、推進事業を進めていく。

【消費生活相談体制】

府、市町村とともに、適正な規模の消費生活相談体制を維持する。

○京都府

府域全体としては、「地方消費者行政強化作戦」の目標を概ね達成していることから、個別項目（相談員未配置、資格取得）で未達成となっている市町村に対して働きかけを強める。

【相談員養成・レベルアップ事業】

○京都府

新たな手口や商品等による被害や困難化・専門化する相談に迅速・適切に対応すべく、相談員等のスキルを向上させ、質の高い相談を提供できるよう環境を整える。なお、交付金等活用可能期間中に、相談員のスキルが一定のレベルに達するよう計画的な取り組みを進める。

【市町村の取組に対する支援事業】

○京都府

府と市町村が、消費者安全法に示された適切な役割分担と協働により、消費者問題が円滑に解決されるよう、市町村に対して十分な支援を行う。

【消費者問題解決力強化事業】

○京都府

ア 悪質商法徹底撃退

市町村や関係機関・関係団体等の協力を得ながら、潜在化している消費者被害の実態を把握し、迅速に被害回復に努めるとともに、悪質事案に対しては、行政指導・行政処分を積極的に行う。

イ 高齢者被害防止

超高齢社会を迎えるにあたり、高齢者の消費者被害の未然防止は、行政の主要な課題であることから、保健・福祉・産業・交通など、様々な分野の施策と連携しながら、地域の見守り体制を強化する等の取組を推進事業として実施する。

ウ 消費者教育推進

被害にあわない、また知らないうちに加害者にならない、さらには自ら考え方行動し、その消費行動を通じて社会に貢献する消費者を育成するための取組を、京都府が主導し、市町村でも取組が進むよう、推進事業として実施する。

＜平成 30 年度以降の方針＞

平成 29 年度までに交付金事業に該当する新規事業を企画するなど、最大限、交付金の活用に努める。また、29 年度まで交付金事業（推進事業）として実施してきたものについては、必要性を十分に精査し、真に必要な事業については、引き続き継続していく。

【消費生活相談体制】

○京都府

府相談員については、業務量に見合った適正な規模での配置に努める。

基金により整備された市町村の相談体制については、府内市町村に対し、その維持・確保とともに消費生活相談対応力の向上を働きかけ、どの市町村で暮らしていても府民が安心して相談できるよう、交付金活用期間における推進事業については、交付金の範囲内で支援する。

相談体制を維持できない市町村については、一般職員による支援体制の構築や広域的な相談組織の設置を検討する。

【相談員養成・レベルアップ事業】

○京都府

活性化事業として取り組んできた相談員の養成やレベルアップ事業の成果を踏まえ、交付金活用期間であれば推進事業として継続していく。

【市町村の取組に対する支援事業】

○京都府

消費者安全法の趣旨を踏まえ、京都府は、市町村に対し助言等の適切な支援を行う。

【消費者問題解決力強化事業】

○京都府

交付金を活用した推進事業として行ってきた

ア 悪質商法徹底撃退

イ 高齢者被害防止

ウ 消費者教育推進

については、地域における消費者行政の基幹事業であり、社会的な要請も強いことから、これまでの事業の成果を検証し、交付金活用期間にあっては推進事業として、事業展開を検討する。

消費者行政推進の方針に則して取り組む施策・目標

【消費生活相談体制】

○京都府

<目標>

- ①消費生活センター未設置の6自治体について、市町村の意向を尊重しながら、共同設置も含めた消費生活相談窓口のセンター化。
- ②センター設置市町村におけるセンターの維持を支援。
- ③府相談員については、業務量に応じた配置に努める。

<施策>

- ・首長の意向表明の働きかけ・確認
- ・会議や日常業務を通じてセンター未設置市町村への働きかけ（平成27～28年度）
- ・相談体制維持確保のための新規施策に対する交付金による市町村財政支援（平成29～37年度）
- ・センター新規設置小規模市町村への交付金による財政支援（平成29～39年度）

- ・市町村支援に特化した府センター相談員の配置等（平成 27～39 年度）

【相談員養成・レベルアップ事業】

○京都府

＜目標＞

質の高い相談を確保するために、相談員のスキルアップを図る。

＜施策＞

- ・府及び市町村の消費生活相談員・消費者行政担当職員のレベルアップのための新規施策の検討、実施（平成 27～35 年度）

【市町村の取組に対する支援事業】

○京都府

＜目標＞

府域のどこに住んでいても質の高い相談を確保

＜施策＞

- ・「消費者あんしんチーム(相談分野)」による市町村支援（平成 21～29 年度）
- ・府内相談員間の迅速な情報共有システムの運用（平成 24～32 年度）
- ・市町村支援に特化した府センター相談員による助言、指導等（平成 29～37 年度）
- ・市町村や関係団体等との連携による相談対応力向上事業の実施（平成 29～37 年度）

【消費者問題解決力強化事業】

○京都府

＜目標＞

交付金を活用した各種推進事業により、消費者問題を解決

＜施策＞

ア 悪質商法徹底撃退

- ・特別相談窓口の設置、早期警告、取締の強化、行政処分、一括あっせん、集団訴訟の支援等の悪質商法徹底撃退事業に係る新規施策の実施（平成 27～35 年度）
- ・他府県との連携による広域的に活動する事業者への指導強化（平成 27～35 年度）
- ・事業者団体と連携した景品表示法等関係法令の周知徹底（平成 25～33 年度）

イ 高齢者被害防止

- ・くらしの安心推進員など地域と連携した見守り活動の強化（平成 21～29 年度）
- ・消費生活相談員による出前講座・出張相談の実施（平成 21～29 年度）
- ・市町村等と連携した、特殊詐欺等悪質商法防止に係る啓発活動実施（平成 26～34 年度）
- ・「消費生活協力団体」「消費生活協力員」を活用した見守り体制強化の検討・実施（平成 29～37 年度）

ウ 消費者教育推進

- ・学校や大学、成人向けの出前講座の実施等消費者教育の機会拡大（平成 24～32 年度）
- ・大学生リーダーや消費者教育推進コーディネーターの養成等担い手の養成・支援（平成 25～33 年度）
- ・消費者市民社会の構築に向けた気運づくり事業の実施（平成 26～34 年度）

- ・幅広い主体と連携・協働した消費者教育の拡大に向けた取組推進（平成26～34年度）
- ・消費者教育の拠点機能強化を図る取組の実施（平成29～37年度）

その他特記事項

消費者被害の未然防止、被害の回復及び消費者教育をはじめとする消費者行政は、国民の安心・安全を確保するとともに、持続可能な社会の形成に不可欠な、全国に共通する課題であることから、消費者教育などの新たな課題についても、これまでの財政需要額に加えた所要の地方財政措置が確保されるよう、国に対して強く働きかけていく。

市町村推進プログラム

(別添様式)

都道府県名	京都府	市町村名	京都市
-------	-----	------	-----

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活専門相談員の増員（平成 23 年度～平成 26 年度） ※平成 25 年度に自主財源化 ・消費生活専門相談員の研修参加支援（平成 21 年度～平成 26 年度） ・弁護士による法律指導及び助言事業の実施（平成 21 年度～平成 26 年度）※平成 26 年度に自主財源化 ・弁護士による消費生活相談支援事業の実施（平成 22 年度～平成 26 年度）※平成 26 年度に自主財源化 ・消費生活電話相談の祝日実施（平成 22 年度～平成 26 年度） ※平成 25 年度に自主財源化 ・事業者に対する出前講座の実施（平成 25 年度～平成 26 年度） ・消費者参加型イベント等の開催（平成 25 年度～平成 26 年度） ・センターの周知等（平成 21 年度～平成 26 年度） <p>※平成 26 年度については実施予定を含む。</p>
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 23 年度から消費生活専門相談員を 1 名増員し、相談時間の拡充をはじめとした相談体制の強化を図った。 ・消費生活専門相談員を国民生活センター開催の研修へ派遣する回数を増やし、消費生活相談対応力の強化を図った（平成 20 年度 8 人→平成 25 年度 22 人（うち基金活用は 16 人））。 ・弁護士の消費生活専門相談員に対する助言や、解決が特に困難な消費生活相談事案についてサポートチームを編成することにより、専門相談への対応力向上及び相談の早期解決を図った。 ・平成 22 年度から祝日の消費生活電話相談を N P O 法人への委託により実施し、相談機会の拡充を図った。 ・平成 25 年度から事業者に対して消費者関連法規についてのコンプライアンス等の啓発を行う出前講座を弁護士への委託により実施し、消費者被害の未然防止や拡大防止を図った。 ・「コンシューマーフェスティバル」によるブースやステージ啓発、高齢者等に消費者問題への関心を高めてもらうことを目的とした「落語で学ぶ消費者問題」等のイベント開催により各年齢階層に応じた消費者教育・啓発を推進した。 ・地下鉄・市バス等への広告掲載、映画館による C M 上映、市民しんぶん挿み込み広告、京都市 P T A しんぶんへの広告掲載等により、センターの周知や悪質商法の手口等の広報を実施した。
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><u>＜政策目標 1 ＞相談体制の空白地域の解消</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・昭和 51 年 12 月に消費生活相談窓口を設置済み。 <p><u>＜政策目標 2 ＞相談体制の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・各年齢階層に応じた消費者教育・啓発を推進していくための取組

	<p>を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活専門相談員のレベルアップを図るため、国民生活センターが開催する研修への派遣を行う。 <p><u>＜政策目標4＞消費者教育の推進</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成27年3月に京都市消費者教育推進計画を策定済み。 ・京都市消費生活審議会を消費者教育推進地域協議会として位置付け、消費者教育推進計画の進ちょく状況等を報告し、点検・評価していく。 <p><u>＜政策目標5＞「見守りネットワーク」の構築</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・現時点では設置予定なし。所要の目的を達成するため、他の部局も含めた既存の取組を把握しつつ、それらとの連携も含め、本市の実情に応じた適切なあり方を検討していく。
消費者行政推進の方針	<p>＜平成27年度から平成29年度までの方針＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各年齢階層に応じた消費者教育・啓発を推進していくための取組を行う。 ・消費生活専門相談員のレベルアップを図るため、国民生活センターが開催する研修への派遣を行う。 <p>＜平成30年度以降の方針＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・啓発事業について、より効果的な取組に重点化しつつ、交付金活用期間経過後も行う事業を精査していく。 ・消費生活専門相談員のレベルアップを図るため、国民生活センターが開催する研修への派遣を行う。
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談員のレベルアップを図るため、国民生活センターが開催する研修への参加支援を実施する(平成27年度～平成29年度、その後自主財源化)。 ・各年齢階層に応じた消費者教育・啓発を推進していくためのイベント等を開催する。
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者教育の推進・消費者被害防止のため、庁内の連携を密にして全庁をあげて対応する。

市町村推進プログラム

(別添様式)

都道府県名	京都府	市町村名	福知山市
-------	-----	------	------

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 40 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費生活被害防止のために、新成人に対して啓発チラシを作成し、配布した。(平成 21 年度) ・ 消費生活被害防止のため、高齢者等に対し福知山警察署と出張講座を共同開催し、啓発チラシを作成・配布した。(平成 21 年度～平成 26 年度) ・ 広報ふくちやまへの記事掲載。(平成 21 年度～平成 26 年度) ・ P I O - N E T の配備による福知山市消費生活センターを開設した。(平成 22 年度) ・ 消費生活相談員を配置した。(平成 22 年度から 1 名) ・ 相談者の個人情報を保護する観点から、消費生活相談室を整備した。(平成 22 年度) ・ 消費生活相談の対応能力向上のため、消費生活専門相談員の資格取得及び国民生活センターや京都府消費生活安全センターが実施する研修参加を支援した。(平成 22 年度～平成 26 年度) ・ 被害者の早期発見と相談窓口への連絡強化を図るため、福祉関係団体等で組織する中丹くらし安心・安全ネットワーク内の連携体制を整備した。(平成 22 年度～平成 26 年度) ・ 消費生活出張講座で上映するビデオを作成し、市HPビデオ映像ライブラリへの掲載を行った。(平成 22 年度～平成 26 年度) ・ 消費生活相談員の処遇改善のため、1か月あたりの報酬を 1,000 円増額した。(平成 24 年度)
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 22 年 4 月 1 日より福知山市消費生活センターを開設し、相談件数は、初年度の 156 件に対し、平成 26 年度は 2 月末時点で 223 件と大幅に増加しており、消費生活相談窓口として定着してきた。 ・ 消費生活相談員の相談処理能力向上のため、消費生活専門相談員の資格取得及び研修参加を支援した。その結果、斡旋解決件数が初年度の 27 件に対し平成 25 年度は 45 件と増加した。 ・ 消費生活出張講座において、実施体制の整備、ビデオ上映の実施や啓発物品の配布など充実した内容となり、市民サービスの向上に繋がった。
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><u><政策目標 1 >相談体制の空白地域の解消</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 22 年度当初に消費生活センターを設置済み。福知山市消費生活センターに来所することが困難な場合は、訪問による相談を実施する。

	<p><u><政策目標2>相談体制の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国民生活センターや京都府消費生活安全センター等が実施する研修会に参加できる環境を整備し、参加率を引き上げる。 <p><u><政策目標4>消費者教育の推進</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象外 <p><u><政策目標5>「見守りネットワーク」の構築</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者の消費生活被害の防止に向け、関係団体や地域ネットワークとの連携強化による見守り体制の充実を図る。
消費者行政推進の方針	<p><平成27年度から平成29年度までの方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 福知山市消費生活センターを維持する。 ・ 地域の身近な相談窓口として、消費生活相談体制を維持・強化するため、消費生活相談員を増員するとともに、研修会等の参加を支援し、消費生活相談員のレベルアップを図る。 ・ 相談処理能力の向上のため、資格を有さない相談員の資格取得を支援する。 ・ 消費生活被害の防止を図り、また、学校や地域での見守りネットワークの連携強化を図るために、啓発活動を充実させる。 <p><平成30年度以降の方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消費生活相談窓口については、交付金等活用期間経過後においても維持する。 ・ 出前講座等の啓発活動については、より効果的な取組に重点化しつつ、交付金等活用期間経過後は継続して実施する事業を精査していく。
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福知山市消費生活センターを維持する。 ・ 消費生活相談体制の強化を図るため、相談員を増員するとともに、研修会等の参加を支援し、専門的な消費生活相談への対応能力の向上を図る。(平成27年度～平成30年度) ・ 資格を有さない相談員に対する消費生活専門相談員の資格取得に向けて支援を行う。(平成27年度～平成29年度) ・ 平成24年度に処遇改善した消費生活相談員の報酬を増額する。(平成27年度～平成30年度) ・ 消費生活被害の防止を図り、また、地域での見守りネットワークの連携強化を図るため、消費生活出張講座やパネル展の実施、消費者教育の推進等により啓発活動を充実させる。(平成27年度～平成37年度) ・ 消費生活出張講座におけるボランティアの育成・増員を図る。(平成27年度～平成37年度) ・ 地域の消費生活問題への対応能力向上のため、消費生活センターが地域の人材育成の拠点となり、関係団体や地域ネットワークとの連携強化により見守り体制の充実を図る。(平成27年度～平成37年度)

	～平成 37 年度)
その他特記事項	

市町村推進プログラム

(別添様式)

都道府県名	京都府	市町村名	舞鶴市
-------	-----	------	-----

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 34 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ P I O - N E T の配備及び消費者相談ダイヤル（消費者ホットライン）への接続（平成 21 年度） ・ 消費生活相談担当職員の研修参加によるレベルアップ（平成 21 年度～26 年度） ・ 消費生活センターの設置（平成 22 年度） ・ 消費者被害の未然防止のために実施する出前講座用の機材を整備し、出前講座の回数増加に取り組む。（平成 22 年度～26 年度） ・ 消費者被害の未然防止のため啓発物品やリーフレットを作成し、高齢者や学生等に配布。（平成 22 年度～26 年度） ・ 消費生活センターの認知度を高めるための啓発物品を作成・配布（平成 24 年度～26 年度）
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 22 年度に消費生活センターを設置して以来、相談件数は年々減少傾向にあったが、25 年度には増加に転じて 400 件を超す相談対応を行った。 ・ 消費者被害の未然防止を啓発する出前講座の参加者が、平成 26 年度は 12 月時点で約 350 人となり、24 年度に比し約 150 人を上回る実績を挙げている。 ・ 消費生活センターの周知を図るため、民生児童委員の協力により市内の独居高齢者 3,700 世帯に啓発物品を配布した。 ・ クーリングオフ制度の周知を図るため、自治会（370 自治会 : 3,300 隣組）の回覧板を活用した効果的な啓発を実施した。 ・ 若年層に拡大しつつある I T 関連トラブル防止のため、中学卒業生（約 1000 人）を対象に啓発冊子を配布した。 ・ 平成 26 年度に相談担当職員のうち 1 名が消費生活相談員の有資格者となった。
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p style="margin-bottom: 0;"><u>＜政策目標 1 ＞相談体制の空白地域の解消</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 22 年 4 月 28 日付で、消費生活センターを設置済み。 <p style="margin-bottom: 0;"><u>＜政策目標 2 ＞相談体制の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 行政職員 3 名を相談担当職員として配置する体制をとり、週 5 日の窓口開設に加え、出前講座や巡回相談等、地域に出向いて啓発や相談を受けることが可能となっていたが、平成 28 年度より、消費生活相談員（有資格者）を 1 名置き、相談体制を強化する。国民生活センター及び京都府等が主催する研修への積極的な参加により、各相談担当職員および消費生活相談員の相談対応能力の向上を図る。

	<p><u><政策目標4>消費者教育の推進</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象外 <p><u><政策目標5>「見守りネットワーク」の構築</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市では、現在において、庁内福祉関係部署、地域包括支援センター、社会福祉協議会、自治会、民生委員、警察署と連携しているため、新たに設置することは考えていない。
消費者行政推進の方針	<p><平成27年度から平成29年度までの方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活センターの設置を維持する。 ・相談担当職員3名（内1名は消費生活相談員の有資格者）体制を維持するとともに、各相談担当職員の相談対応能力の更なる向上を図る。 ・国民生活センター及び他自治体消費生活センターと相談情報等を共有し、消費生活相談の重要なツールとなるPIO-NET2015の配備を行う。 ・消費者被害の未然防止のため、特に高齢者を対象にした出前講座の拡大、より効果的な啓発活動に重点的に取り組む。 <p><平成30年度以降の方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談担当職員等の経験や能力に応じた研修の受講など、より効果的なレベルアップ事業に交付金等活用期間経過後も取り組む。 ・啓発事業については、より効果的な取組に重点化しつつ、交付金等活用期間後も行う事業を精査していく。
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活センターの設置を維持する。 ・新たに消費生活相談員（有資格者）を1名配置し、相談体制を強化する。 ・相談担当職員および消費生活相談員の相談対応能力向上のため、相談員レベルアップ研修の受講に努める（平成27年度～29年度） ・地域社会における消費者問題の解決力の強化を図るため、より効果的な啓発事業の継続を図る（平成27年度～30年度）
その他特記事項	

市町村推進プログラム

都道府県名	京都府	市町村名	綾部市
-------	-----	------	-----

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 38 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談体制強化のため、消費生活相談員を 1 名配置し（平成 22 年度）、消費生活センターを設置した。（平成 23 年度） 消費生活相談員の対応能力強化のため、研修参加を支援した。（平成 22 年度～平成 26 年度） 消費生活相談員の処遇改善では、国民生活センター消費生活専門相談員資格取得（資格認定日は平成 25 年 1 月）のため、1 万円増額し、130,000 円とした。 高齢者の消費者被害防止のため、高齢者学級、老人会等で出前講座を開始した。（平成 22 年度～平成 26 年度） 消費者被害防止のための啓発チラシを作成し、該当啓発や消費生活展、出前講座で配布した。（平成 22 年度～平成 26 年度）
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> 平成 23 年度に消費生活センターを設置し、相談件数は平成 23 年度 105 件、平成 24 年度 115 件、平成 25 年度 124 件と年々増加しており、平成 27 年 2 月末現在で 127 件の相談があり、地域の相談窓口として定着しつつある。 平成 22 年度から消費生活相談員の消費生活相談対応能力の強化のため、研修参加を支援した。その結果、あっせん件数は平成 24 年度の 2 件に対し、平成 25 年度は 6 件となり、対応能力や質が向上した。 平成 22 年度から実施している出前講座は、平成 25 年度で 70 件になり、平成 22 年の 7 件／年から平成 25 年の 23 件／年と着実に増加している。
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><u>＜政策目標 1＞相談体制の空白地域の解消</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 23 年度当初で消費生活センターを設置済み。 <p><u>＜政策目標 2＞相談体制の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 23 年度当初で消費生活センターを設置し、消費生活相談員を 1 名配置し、開設日を週 5 日としている。 国民生活センターの研修に参加し、消費生活相談員のレベルアップを図るとともに、消費生活相談員の資格取得を奨励し、平成 25 年に国民生活センター消費生活専門相談員資格取得した。 消費生活相談員が国民生活センターの研修を受けやすい環境を整備し、平成 26 年度以降の消費生活相談員の研修参加率については 100% を目標とする。

	<p><u><政策目標4>消費者教育の推進</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象外 <p><u><政策目標5>「見守りネットワーク」の構築</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象外
消費者行政推進の方針	<p><平成27年度から平成29年度までの方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活センターを維持する。 ・地域の身近な窓口である消費生活相談窓口として、消費生活相談体制を維持・強化するため、弁護士等の活用により消費生活相談員のレベルアップを図る。 <p>消費者被害未然防止のため、より効果的な事業や啓発を実施し、地域内連携とネットワークの構築等を支援する。</p> <p><平成30年度以降の方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談体制については、基金活用期間経過後においても維持する。 <p>出前講座等の啓発事業については、より効果的な取組に重点化しつつ、交付金等活用期間経過後も行う。</p>
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活センターを維持する。 ・消費生活相談体制の強化のため、弁護士等の活用により専門的な消費生活相談への対応能力の向上を図る。(平成30年度以降) ・消費生活相談員の対応能力強化のため、研修参加の支援の継続を図る。(平成30年度以降) ・平成25年度に消費生活相談員の処遇改善した月額130,000円の報酬を維持する。(平成30年度以降) <p>消費生活センターが地域の人材育成の拠点となり、地域の消費生活問題への対応能力向上を図る。(平成30年度以降)</p>
その他特記事項	消費者被害防止のため、庁内の連携を密にして、全庁をあげて対応する。

市町村推進プログラム

(別添様式)

都道府県名	京都府	市町村名	宇治市
-------	-----	------	-----

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 34 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談体制強化のため、消費生活相談員を 2 名体制から 3 名体制とした。(平成 22 年度 5 月～) ・消費生活相談員の対応能力強化のため、研修参加を支援した。(平成 21 年度～) ・消費生活センター機能強化のため、備品を購入した。(平成 22 年度～平成 23 年度) ・消費生活相談機能の強化のため、弁護士会へ委託し、弁護士の派遣を受けた。(平成 22 年度～) ・消費者啓発の強化のため、啓発物品、広報資料等を作成した。(平成 22 年度～) ・消費者問題解決力強化のため、食品ロスイベントを実施した。(平成 25 年度、平成 26 年度)
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 22 年度から、研修参加の機会を拡充した。その結果、相談員全員が研修に参加できるようになり、消費生活相談員の消費生活相談対応能力や質が向上した。 ・平成 22 年度から、消費生活相談員を 2 名体制から 3 名体制とし、さらに弁護士の派遣を受けることにより、よりきめ細やかな助言や斡旋を出来る体制を整えることができた。 ・食品ロスに関する啓発イベントにより、食品ロスの周知啓発をすることができた。
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><u>＜政策目標 1＞相談体制の空白地域の解消</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活センター設置済み。 <p><u>＜政策目標 2＞相談体制の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 21 年 9 月 1 日付で、消費生活相談窓口から消費生活センターとした。 ・平成 22 年 5 月に消費生活相談員 2 名体制から 3 名体制とした。 ・消費生活相談員が 3 名体制になったことにより、国民生活センターの研修を受けやすい環境が整った。 <p><u>＜政策目標 4＞消費者教育の推進</u></p> <p>対象外</p> <p><u>＜政策目標 5＞「見守りネットワーク」の構築</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活部門だけでなく、福祉部門等との協議が必要である。今後の検討課題である。

消費者行政推進の方針	<p><平成 27 年度から平成 29 年度までの方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活センターを維持する。 ・消費生活相談体制を維持する。 ・弁護士等の活用により、消費生活相談員のレベルアップを図る。 ・消費生活相談員の対応能力強化のため、研修参加支援を継続する
	<p><平成 30 年度以降の方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談体制や消費生活相談員の対応能力強化の事業については、基金等活用期間経過後も維持することを目指す。 ・啓発物品の購入など啓発事業については、消費者問題解決力強化のため、より効果的な取組に重点化しつつ、基金等活用期間経過後も行う事業を精査していく。
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活センターを維持する。 ・消費生活相談体制を維持するとともに、弁護士等の活用により専門的な消費生活相談への対応能力の向上を図る。(平成 27 年度～平成 30 年度) ・消費生活相談員の対応能力強化のため、研修参加支援の継続を図る。(平成 27 年度～平成 29 年度) ・消費者啓発強化のため、より効果的な啓発物品等の作成に取組む。(平成 27 年度～平成 30 年度) ・消費者問題解決力強化のための取組の継続を図る。(平成 27 年度～平成 33 年度)
その他特記事項	

市町村推進プログラム

都道府県名	京都府	市町村名	宮津市
-------	-----	------	-----

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none">・ 宮津与謝消費生活センターを宮津市に設置（平成 23 年度）し、伊根町、与謝野町に相談員が巡回に回った。（平成 23 年度～平成 26 年度）・ 国民生活センター、府で実施する消費者相談に関する研修に消費生活相談員、担当職員を参加させるなど、相談員等のレベルアップを図った。（平成 21 年度～平成 26 年度）・ 高齢者の悪徳商法被害を防止するためのパンフレット等を作成し、配布した。（平成 21 年度～平成 26 年度）・ 若者向けの消費者トラブルを防止するためのパンフレット等を作成し、配布した。（平成 21 年度～平成 26 年度）・ 一般向け多重債務問題を防止するためのパンフレット等を作成し、配布した。（平成 21 年度～平成 26 年度）・ 消費生活相談窓口を拡充するため、書籍等参考資料を購入した。（平成 21 年度～平成 26 年度）・ 消費生活相談窓口を拡充するため、事務用機器の設置をした。（平成 23 年度～平成 26 年度）
総括・評価	<ul style="list-style-type: none">・ 平成 23 年度に宮津与謝消費生活センターを設置し、相談件数は、平成 22 年度の 36 件（市町窓口相談件数）に対し、平成 23 年度は 100 件と大幅に増加した。また、平成 25 年度実績で 174 件と相談件数が増加しており、地域の相談窓口として定着している。・ 平成 21 年度から、消費生活担当職員・相談員（H23～）の消費生活相談対応能力を向上させるために研修参加を推進した。さらに、平成 23 年度から専門の相談員を配置し、消費生活相談体制の強化を図った結果、消費生活相談に対応する能力や質が向上した。・ 相談員等の専門知識向上のために書籍等参考資料を購入したほか、出前講座等で使用する機器類等を購入したこと、消費生活相談窓口等における分かりやすい説明ができるようになった。

<p>「地方消費者行政強化作戦」への対応</p>	<p><u><政策目標 1 >相談体制の空白地域の解消</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 23 年度当初で宮津与謝消費生活センターを設置済み。 <p><u><政策目標 2 >相談体制の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 22 年度までは消費生活相談窓口であったが、平成 23 年度当初に宮津与謝消費生活センターを設置した。 平成 23 年度の宮津与謝消費生活センター設置に伴い、消費生活相談員 2 名を配置した。 平成 26 年度当初は消費生活相談員の資格保有率が 50% であったが、平成 27 年度までに消費生活相談員の資格保有率を 100% とするため、国民生活センターや府主催等の研修に参加させることで消費生活相談員のレベルアップを図るとともに、消費生活相談員の資格取得を奨励する。 相談員不在時には、担当職員が管内振興局の相談員や府センターへ相談をつなぐなどの体制をとり、消費生活相談員が研修を受けやすい環境を整え、研修参加率が 100% となるようにしている。 <p><u><政策目標 4 >消費者教育の推進</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 対象外 <p><u><政策目標 5 >「見守りネットワーク」の構築</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 対象外
<p>消費者行政推進の方針</p>	<p><u><平成 27 年度から平成 29 年度までの方針></u></p> <ul style="list-style-type: none"> 宮津与謝消費生活センターを維持し、引き続き宮津市、伊根町、与謝野町の住民を対象として消費生活相談に対応する。 地域の身近な窓口である消費生活相談窓口として、消費生活相談体制を維持・強化及び相談内容の充実を図るため、国民生活センターや府主催等の研修に参加させるなど、消費生活相談員の更なるレベルアップを図る。 依然として多い高齢者への詐欺等被害防止を中心とした各階層の消費者への啓発事業を強化する。 <p>※ 以上の取組を通じ、消費者被害の防止を図るとともに、地域住民の消費生活に関する安心確保に努める。</p> <p><u><平成 30 年度以降の方針></u></p> <ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談体制については、交付金活用期間を経過した事業から順次自主財源化を目指す。 出前講座等の啓発事業については、より効果的な取組に重点化しつつ、交付金活用期間経過後も行う事業を精査していく。

消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none">・ 宮津与謝消費生活センターの運営を維持。(平成 27 年度～平成 31 年度)・ 伊根町、与謝野町への消費生活相談員による巡回相談の継続。(平成 27 年度～平成 31 年度)・ 消費生活相談員の対応能力強化のため、研修参加の支援の継続。(平成 27 年度～平成 29 年度)・ 消費生活相談員の専門知識向上のため、書籍等参考資料を購入する。(平成 27 年度)・ 地域の高齢者サロン等とタイアップをし、継続的に出前講座等の啓発事業を実施。(平成 27 年度～平成 31 年度)
その他特記事項	

市町村推進プログラム

都道府県名	京都府	市町村名	亀岡市
-------	-----	------	-----

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談員の対応能力強化のため、研修参加を支援した。（平成24年度～平成26年度） ・消費者大学、親子消費者教室、民生委員や P T A 、高齢者等を対象とした出張講座等の学習活動を行った。（平成22年度～平成26年度） ・消費者被害防止のため啓発用パンフレットや冊子を作成し、講座受講者や相談窓口で配布するとともに、市広報紙に事例を紹介するなど啓発活動を行い市民に周知を行った。（平成 22 年度～平成 26 年度）
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> ・平成23年3月に消費生活センターを設置し、相談件数は、平成22年度の114件に対し、平成23年度は211件と大幅に増加した。また、平成26年10月時点で160件と相談件数が増加しており、地域の相談窓口として定着しつつある。 ・平成24 年度から、消費生活相談員の消費生活相談対応能力の強化のため、研修参加を支援した。その結果、あっせん件数が平成22年度の7件に対し、平成26年10月時点で13件となり、消費生活相談の対応能力や質が向上した。 ・消費生活相談体制の強化により、平成25 年度における消費生活相談員の助言やあっせん等による救済金額の総額が約 9 百万円・うち振り込み前の相談で防止できたものは約 3 5 0 万円であった。 ・平成 23 年度から実施している外部講師を招いた小・中学生向きインターネットのセキュリティ等の講座が平成 25 年度は 4 件と着実に増加している。
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><u><政策目標 1 >相談体制の空白地域の解消</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 23 年 3 月に消費生活センターを設置済み <p><u><政策目標 2 >相談体制の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談員を平成 27 年以降も国民生活センター等の研修に参加させることで、相談員のレベルアップを図る。 <p><u><政策目標 4 >消費者教育の推進</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象外 <p><u><政策目標 5 >「見守りネットワーク」の構築</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在検討中・

消費者行政推進の方針	<p><平成 27 年度から平成 30 年度までの方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活センターを維持する。 ・地域の身近な相談窓口として、消費生活相談体制を維持するため、消費生活相談員のレベルアップを図る。
	<p><平成 31 年度以降の方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ・基金活用期間が終了した事業から順次自主財源化を目指す。 ・啓発事業については、交付金等活用期間が終了後も効果的な取り組みとなるよう事業を精査していく
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活センターを維持する。 ・消費生活相談員に対する研修参加支援の継続を図る。 (平成 27 年度～平成 30 年度) ・消費生活センターが地域の消費者教育・啓発の中心的組織として存在するよう関係機関との連携を強化する。 (平成 27 年度～平成 30 年度)
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者被害防止のため、庁内の連携を図り対応する。

市町村推進プログラム

(別添様式)

都道府県名	京都府	市町村名	城陽市
-------	-----	------	-----

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者庁ホットラインに伴う消費生活相談専用電話を設置した。 (平成 21 年度) ・ホームページ作成ソフト、デジタルカメラ、スキャナ、パソコン等を購入した（平成 22 年度～25 年度） ・相談室を整備した（相談室電話、FAX、冷暖房器具等の購入）（平成 21～26 年度） ・国民生活センター、府、民間団体主催の研修について、参加回数を増加した（平成 22 年度～26 年度） ・訪問販売お断りシールを作成し、市内全戸へ配布した。（平成 22 年度） ・消費生活センター名入れ啓発チラシやグッズを作成、配布した。（平成 22 年度～26 年度） ・消費生活啓発講座用のプロジェクター、スクリーンを購入した（平成 22 年度） ・消費生活啓発ビデオ等対応液晶テレビ、DVD プレーヤーを購入した（平成 22 年度） ・消費生活コーナーに啓発チラシ専用書棚を購入した。（平成 22 年度～24 年度） ・市民向け啓発講座を開催した。（平成 23 年度～26 年度） ・城陽市消費生活センター啓発パンフレットを作成し、市内全戸へ配布した。（平成 23 年度） ・城陽市消費生活センター啓発回覧板を作成し、市内自治会へ配布した。（平成 24 年度） ・中学生向け啓発テキストを作成し、市内中学校全校生徒へ配布した。（平成 24 年度） ・小学生向け啓発テキストを作成し、市内小学校 3 年生以上の児童へ配布した。（平成 26 年度）
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ作成環境を強化することで、より見やすく訴求力の高いホームページを提供できた。 ・研修参加回数を増やしたことにより、相談体制を強化することができた。 ・各種啓発パンフレット、テキスト、グッズ、回覧板の配布により、消費生活センターの認知率が向上した。

<p>「地方消費者行政強化作戦」への対応</p>	<p><u><政策目標1>相談体制の空白地域の解消</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 昭和59年度より消費生活相談窓口を設置し、平成21年度に城陽市消費生活センターとなった。 <p><u><政策目標2>相談体制の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 国、府、国民生活センター、民間団体等主催の研修へ積極的に複数回参加することで、消費生活相談のレベルアップを図る。 <p><u><政策目標5>「見守りネットワーク」の構築</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 福祉部局や関係福祉団体等と連携を図り、見守りネットワークの構築に努める。
<p>消費者行政推進の方針</p>	<p><u><平成27年度から平成29年度までの方針></u></p> <ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談体制強化のために、各種研修に積極的に複数回参加する。 消費生活啓発講座を引き続き実施するほか、啓発グッズの作成、配布等により、効果的に啓発活動を行う。 <p><u><平成30年度以降の方針></u></p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き各種研修に積極的に参加し、相談体制の維持を図る。 啓発講座の実施、啓発グッズの作成・配布については、精査を行い、効果的な見込まれるものは継続する。
<p>消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標</p>	<ul style="list-style-type: none"> 研修参加支援を継続し、消費生活相談体制の充実を図る。 消費生活啓発講座の実施、啓発グッズの作成・配布を継続し、消費生活トラブルの未然防止を図る。
<p>その他特記事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> 特になし

市町村推進プログラム

都道府県名	京都府	市町村名	向日市
-------	-----	------	-----

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> 相談件数増加に伴い、相談体制を強化するため、相談時間を拡充し、週 5 日（平日、全日 1 日・半日 4 日）から週 5 日（平日、全日 2 日・半日 3 日）とした。（平成 22 年度） 消費生活相談員の対応能力強化のため、府内外への研修参加について支援した。（平成 21 年度～平成 26 年度） より利用しやすい環境づくり及び相談処理の効率化のため、直通電話回線及び FAX 機能付電話の設置を行った（平成 22 年度） 消費者被害の未然防止及び相談窓口周知のため、啓発冊子・チラシを配布した（平成 21 年度～平成 26 年度） 啓発冊子を利用した出前講座を実施した。平成 25 年度 4 回実施、平成 26 年度は 2 月末で 7 回実施。（平成 25 年度～平成 26 年度）
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> 相談時間の拡充及び直通電話の開設により、相談者がより利用しやすい相談体制を整えることができた。 相談件数は平成 21 年度 211 件であったが、平成 24 年度には 224 件、平成 25 年度 236 件と増加した。また、平成 26 年度については、2 月末で 251 件と前年度をすでに上回っている。これら件数の増加は、相談時間の拡充及び相談窓口の周知による効果もあったと考えられる。 平成 21 年度から相談員・職員の対応能力強化のため、継続して研修参加を支援した結果、相談対応能力や質が向上した。 出前講座については、平成 25 年度のべ 110 人、平成 26 年度 2 月末でのべ 127 人に対し消費者啓発を進め、消費者問題の解決力向上に寄与できたものと考える。
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><u>＜政策目標 1＞相談体制の空白地域の解消</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 26 年度当初で消費生活センターを設置済み。 <p><u>＜政策目標 2＞相談体制の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 26 年度当初で消費生活センターは設置済み。 平成 26 年度当初、相談員 2 名体制で運営。 平成 26 年度当初、相談員の資格保有率は 100%。 <p><u>＜政策目標 4＞消費者教育の推進</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 本市は対象外 <p><u>＜政策目標 5＞「見守りネットワーク」の構築</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 消費者安全確保地域協議会の設置については現在検討中。

消費者行政推進の方針	<p><平成 27 年度から平成 29 年度までの方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消費生活センターを維持する。 ・ 消費生活相談対応能力を強化するために消費生活相談員のレベルアップを図る。 消費者教育に力を入れ、各年代において必要な知識を習得していただくよう取組を進める。
	<p><平成 30 年度以降の方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 交付金終了後も、少なくとも現行の相談体制を維持する。 ・ 消費生活相談対応能力を強化するために消費生活相談員のレベルアップを図る。 消費者教育に力を入れ、各年代において必要な知識を習得できるよう取組を進める。交付金終了後も事業を精査する。
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 22 年度に拡充した現行の相談体制を維持する。(平成 27 年度～平成 29 年度) ・ 消費生活相談員の対応能力強化のため、研修参加の支援の継続を図る。(平成 27 年度～平成 29 年度) 消費者教育に力を入れ、各年代において必要な知識を習得できるよう取組を進める。(平成 27 年度～平成 29 年度)
その他特記事項	

市町村推進プログラム

都道府県名	京都府	市町村名	長岡京市
-------	-----	------	------

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 39 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談体制強化のため、消費者行政担当を設置し、消費者行政業務に円滑に対応するため組織的に人的体制を整備し、市民サービスの充実に努めました。(平成 24 年度) ・消費生活専門相談員や職員のレベルアップを図るため、各種消費者行政に係る研修会への参加を支援しました。(平成 24 年度～平成 26 年度) ・消費者被害防止のため、老人会や市民団体等で出前講座の開催や、年 5 回の消費生活講演会を開催しました。 <p>(平成 24 年度～平成 26 年度)</p>
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 24 年度に「消費者行政担当」を設置し、相談件数は増加傾向であるが、消費生活相談窓口として定着しつつあります。 ・消費生活相談員、職員の消費生活相談対応能力の強化、また専門的知識習得のため研修参加を支援した。 ・出前講座や消費生活講演会にて消費者被害を未然に防止及び啓発活動等を市民とともに学ぶことが出来、講演会については参加人数が増加した。
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><u><政策目標 1 >相談体制の空白地域の解消</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 24 度より消費者行政担当窓口を設置済み。 <p><u><政策目標 2 >相談体制の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門的な知識や経験を有する消費生活専門相談員を引き続き嘱託職員として採用し、窓口対応が可能な体制の維持・継続に努めています。 ・消費生活相談員や職員が国民生活センター等の研修を受けやすい環境を整備し、引き続き研修参加を推進する。 <p><u><政策目標 4 >消費者教育の推進</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象外 <p><u><政策目標 5 >「見守りネットワーク」の構築</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・今のところ具体的に検討に入る段階でない。
消費者行政推進の方針	<p><u><平成 27 年度から平成 29 年度までの方針></u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活センター・相談窓口の維持。 ・消費者教育に重点的に力を入れ、より効果的な消費者被害未然防止事業や対策を実施し、広く市民に啓発する。

	<p><平成 30 年度以降の方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談体制については、基金活用期間経過後においても維持する。 ・出前講座や消費生活講演会事業については、より効果的な取り組みに重点化しつつ、基金活用期間経過後も行う事業を精査していく。
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活センター・相談窓口の維持（平成 29 年目途） ・消費生活相談員の対応能力強化のため、研修参加の支援の継続を図る。（平成 27 年度～平成 37 年度） ・消費センター・相談窓口職員が地域の消費生活問題への対応能力向上のため市民啓発の推進を図る。 (平成 27 年度～平成 37 年度)
その他特記事項	

市町村推進プログラム

(別添様式)

都道府県名	京都府	市町村名	八幡市
-------	-----	------	-----

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者相談室が 1 室で手狭なので相談室等の機能強化拡充を図るために、2 階部分（約 33 m²）を改修し、相談室等の増設を図った。（平成 22 年度） ・ 備品類の充実強化を図るとともに 1 階部分のロビー、事務所の空調設備を整え相談環境の機能充実を図った。（平成 21 年度～平成 22 年度） ・ 相談内容の充実を図るため国民生活センター等への研修受講機会を増加し相談員及び担当職員の参加や専門家との相談体制を図り相談員等のレベルアップを図った。（平成 21 年度～平成 26 年度） ・ 消費者被害未然防止の為のセンターだよりやマグネット、シール等を作成し、市内全戸に配布し啓発活動を行った。（平成 22 年度～平成 26 年度） ・ 啓発グッズを作成し、セミナーや啓発事業ごとに市民に配布し消費者被害未然防止を図った。（平成 22 年度～平成 26 年度） ・ 消費者庁創設等に伴う事務及び啓発事業等による事務の増大に対処するために担当職員の勤務日数の拡大等を行った。（平成 22 年度～平成 26 年度）
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相談室の増設、ミニ講演会等の開催及び消費者団体の活動できる場として活用した。 ・ 事務所ロビー等の機能の充実並びに備品類の充実をはかり、消費者への啓発資料の設置や啓発資料作成等を行った。 ・ 消費生活相談員や担当職員等の研修参加支援や弁護士との相談体制の確保を図り、相談員の専門知識や相談処理技能を習得し相談業務や消費者行政に活かした。 ・ 消費者庁の創設にあわせ、消費生活相談窓口について、市民により一層の周知を図ると共に消費者被害防止につなげるよう啓発事業の充実を図った。 ・ 職員の勤務日数等の拡大により消費生活相談体制整備を図った。
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p style="margin-bottom: 0;"><u><政策目標 1 >相談体制の空白地域の解消</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 5 年度当初で消費生活センター設置済み。 <p style="margin-bottom: 0;"><u><政策目標 2 >相談体制の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消費生活相談員の専門知識や相談処理技能を習得するため国民生活センター等の研修を受けやすい環境を整備する。

	<ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談員と弁護士等との相談体制を図り相談員等のレベルアップを図る。 <p><u>＜政策目標5＞「見守りネットワーク」の構築</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 京都府、関西大学、URと八幡市が連携して、市政施行の主因となった男山地域の再生をすすめている。その中の一つのプロジェクトとして男山地域安心・安全コミュニティ創造プロジェクトを立ち上げ、高齢者世帯や独りぐらしの高齢者を中心に消費者被害を抑制するための取組を行なっている。それに加え、団体・公的機関で構成した「絆ネット」や「男山B地区見守り隊」なども結成された。今後それぞれの活動を有機的に結合させ、ネットワークの充実に努めていく。
消費者行政推進の方針	<p>＜平成27年度から平成29年度までの方針＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 地方消費者行政推進交付金により充実・強化を行なった現行の消費生活センターの体制を維持する。 地域の身近な消費生活センターとして、消費生活相談体制を維持・強化するため、弁護士等の活用により消費生活相談員のレベルアップを図る。 広く市民に相談窓口の周知を図ると共に消費者被害未然防止につなげるよう啓発事業の充実を図る。 職員の勤務日数等の拡大により消費生活相談体制整備の強化を図る。 <p>＜平成30年度以降の方針＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談体制整備強化については、交付金活用期間を経過した後も維持を目指す。 消費者被害未然防止のための啓発事業については、より効果的な取り組みに重点化しつつ、交付金活用期間経過後も行う事業を精査していく。
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> 消費生活センターの体制を維持する。 消費生活相談員への対応能力強化のため、研修参加支援の継続を図る。(平成27年度～平成29年度、その後も維持を目指す。) 消費者安全法の改正に伴い、生活情報センターの設置要綱の条例化を図る。
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> 出前講座等の活用により、消費者被害未然防止の為に対応する。

市町村推進プログラム

(別添様式)

都道府県名	京都府	市町村名	京田辺市
-------	-----	------	------

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 38 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費生活相談体制強化のため、消費生活相談窓口を消費生活センターとしての機能をもたせ、外部に依頼していた消費生活相談員を本市採用の嘱託職員とした。時間は、平日午前 10 時～正午、午後 1 時～4 時とした。(平成 22 年度、平成 26 年度) ・ 消費生活相談時間を拡充するため、本市採用の嘱託職員を 2 名とした。午前 10 時からであった受付時間を午前 9 時からとした。(平成 23 年度～25 年度) ・ 消費生活相談員の対応能力強化のため、研修参加を支援した。(平成 21 年度～平成 26 年度) ・ 市民の消費者被害防止のため、地域に出向いて出前講座を開始した。(平成 21 年度～26 年度) ・ 消費生活相談窓口の PR と新たな相談者の掘り起こしのため、消費生活展における啓発イベントを実施した。(平成 22 年度～26 年度) ・ 市民の消費者被害防止のため、啓発物品および啓発資料を作成した。(平成 21 年度～26 年度) ・ 訪問販売での被害防止のため、お断りシールを作成し、市内の全戸に配布した。(平成 24 年度) ・ 賢い消費者をめざし、実践力をつけるため、消費者力検定チャレンジ講座を実施した。(平成 26 年度)
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 22 年度に消費生活センター登録をし、相談件数は、平成 21 年度の 247 件に対し、平成 22 年度は、342 件と大幅に増加した。また、平成 25 年度には 298 件、平成 26 年度 407 件と増減はあるものの、平成 21 年度から着実に増加しており、地域の相談窓口として定着しつつある。 ・ 平成 21 年度から、消費生活相談員の消費生活相談対応能力の強化のため、研修参加を支援した。その結果、あっせん件数が平成 21 年度の 28 件に対し、平成 22 年度は 48 件、平成 25 年度は 25 件、平成 26 年度は 48 件と相談件数と同じように増減はあるものの、増加傾向にあり、消費生活相談の対応能力や質が向上した。 ・ 平成 22 年度から本市で消費生活相談員を採用することで、市役所内の福祉や市民相談と連携することができたり、あっせんもじっくり向き合って行うことができたりするようになり、消費生活相談の対応能力の幅が広がった。

	<ul style="list-style-type: none"> 平成23年度から本市採用の消費生活相談員が2名体制となることで、一人では抱えきれない相談を2人で協議しながら解決の方向に進めるなど、相談の質が向上した。 出前講座の依頼が平成21年度の5回に対し、平成25年度には8件、平成26年度は7回（住民センターでのふれあいまつりベース出展における講座含む）と増加している。
<p>「地方消費者行政強化作戦」への対応</p>	<p><u><政策目標1>相談体制の空白地域の解消</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 平成22年度に消費生活センターを設置した。 <p><u><政策目標2>相談体制の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 有資格の消費生活相談員を2名配置している。 国民生活センターへの出張研修は毎年1回ずつ、その他京都府等が実施する研修にも出来るだけ参加出来るよう配慮し、相談員の質の向上を図る。 <p><u><政策目標4>消費者教育の推進</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 対象外 <p><u><政策目標5>「見守りネットワーク」の構築</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 市内の関係機関や団体と問題意識を共有しながら、「見守りネットワーク」の構築に向けて、より効果的な連携方法を検討していく。
<p>消費者行政推進の方針</p>	<p><u><平成27年度から平成29年度までの方針></u></p> <ul style="list-style-type: none"> 消費生活センターを維持する。 地域の身近な窓口である消費生活相談窓口として、消費生活相談体制を維持・強化するため、京都府が実施している研修やWeb会議での弁護士相談などを活用し、消費生活相談員のレベルアップを図る。 消費者への啓発及び教育により力を入れ、効果的な講座や啓発イベントを実施する。 <p><u><平成30年度以降の方針></u></p> <ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談体制については、基金活用期間を経過した事業から順次自主財源化をめざす。 講座などの啓発事業については、より効果的な取組に重点化しつつ、基金活用期間後も行う事業を精査していく。
<p>消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標</p>	<ul style="list-style-type: none"> 消費生活センターを維持する（平成27年度から） 消費生活センターの設置に伴う消費生活相談体制の強化のため、京都府が実施しているWeb会議での弁護士相談などを活用し、専門的な消費生活相談への対応能力の向上を図る。（平成27年度～32年度、その後自主財源化） 消費生活相談員の対応能力強化のため、研修参加の支援の継続を図る。（平成27年度～30年度、その後自主財源化） 市民が体系的に消費者問題を学び消費者力向上につながるよ

	うな連続講座を実施する。(平成27年度～34年度、その後自主財源化)
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none">・ 消費者被害防止のため、庁内の福祉や市民相談窓口との連携を密にして、全庁をあげて対応する。

市町村推進プログラム

(別添様式)

都道府県名	京都府	市町村名	京丹後市
-------	-----	------	------

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 38 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談員の対応能力強化のため、研修参加を支援した。(平成 22 年度から平成 26 年度) ・消費生活相談員待遇改善のため、1 時間あたりの報酬を 230 円増額し、1,090 円とした。(平成 25 年度～平成 26 年度) ・高齢者の消費者被害防止のため、ふれあいサロンや福祉委員会等の市内団体で出前講座を開始した。(平成 23 年度から平成 26 年度) ・消費者被害防止のための啓発チラシを作成し、街頭啓発で配布するほか、市内関係団体等へ配布した。(平成 24 年度から平成 26 年度) ・京丹後市消費生活学習グループとの共催により、消費者教育の推進を図るとともに、京丹後市消費生活学習グループとの連携を強化するため、市民を対象とした消費生活セミナーを実施した。(平成 24 年度から平成 26 年度)
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 21 年度に消費生活相談窓口を設置し、平成 22 年度に消費生活センターを開設。相談件数はセンター開設の平成 22 年度は 90 件に対し、平成 26 年は、311 件と相談件数が増加しており、地域の相談窓口として定着しつつある。(伸び率 345%) ・平成 22 年度から、消費生活相談員の消費生活相談対応能力の強化のため、研修参加を支援した。その結果、あっせん件数が平成 22 年度は 39 件に対し、平成 26 年度は 116 件と大幅に増加した。 ・平成 23 年度から始めた出前講座の開催も、年々増加している。
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p>＜政策目標 1＞相談体制の空白地域の解消</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 22 年度当初で消費生活センターを設置済み <p>＜政策目標 2＞相談体制の質の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談員の研修参加率の向上の為、消費生活センターに隣接した他相談窓口との連携を図ることにより、消費生活相談員が国民生活センターの研修を受けやすい環境を整備し、消費生活相談員の研修参加率を 100% に引き上げる。 ・消費生活相談員の資格保有率 100% 達成済み。 <p>＜政策目標 4＞消費者教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象外 <p>＜政策目標 5＞「見守りネットワーク」の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各町域の消費学習グループや各種関係団体との連携で住民に近くきめ細やかなネットワーク構築を支援する。

消費者行政推進の方針	<p><平成 27 年度から平成 29 年度までの方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活センターを維持する。 ・消費者教育に重点的に力を入れ、より効果的な消費者被害未然防止事業等を実施し、地域内ネットワーク構築等を支援する。 <p><平成 30 年度以降の方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談体制については、基金等活用期間経過後においても維持する。 ・出前講座等の啓発事業については、より効果的な取組に重点化しつつ、基金等活用期間経過後も行う事業を精査していく。
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活センターを維持する。 ・消費生活相談員の対応能力強化のため、研修参加の支援の継続を図る。(平成 27 年度から平成 29 年度) ・消費生活相談員の処遇改善に取り組み、平成 28 年 4 月の京丹後市消費生活センター条例の施行に合わせて、臨時職員から嘱託職員に任用替えを行い報酬と契約任期の改善を図る。(平成 27 年度から平成 32 年度) ・消費生活センターが地域の人材教育の拠点となり、地域の消費生活問題への対応能力向上の為、地域のネットワークを構築する。(平成 27 年度から平成 32 年度)
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者被害防止のため、庁内の連携を密にして全庁をあげて対応する。

市町村推進プログラム

都道府県名	京都府	市町村名	南丹市
-------	-----	------	-----

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 40 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談体制強化のため、消費生活相談窓口を設置するとともに、消費生活相談員を配置した。(平成 23 年度) 担当職員および消費生活相談員の対応能力強化のため、研修参加を支援した。(平成 22 年度～平成 26 年度) 消費生活相談窓口の周知並びに消費者被害防止のため、啓発パンフレット等を配布した。(平成 22 年度～平成 26 年度)
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> 平成 23 年 11 月に消費生活相談窓口を設置し、相談件数は平成 22 年度の 46 件に対し、平成 24 年度は 59 件、平成 25 年度は 83 件と相談件数が増加しており、地域の相談窓口として定着しつつある。 平成 22 年度から担当職員および消費生活相談員の研修参加を支援した結果、消費生活相談の対応能力や質が向上した。
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><u><政策目標 1> 相談体制の空白地域の解消</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 23 年度に消費生活相談窓口を設置済み。 <p><u><政策目標 2> 相談体制の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 相談員が不在の時でも担当職員が消費生活相談を受け付けられるよう、担当職員が国民生活センターの研修を受講し、相談能力の向上を図る。 消費生活相談員だけでなく、担当職員も消費生活相談を受け付けることにより、消費生活相談員が国民生活センターの研修を受けやすい環境を整備する。 <p><u><政策目標 4> 消費者教育の推進</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 対象外 <p><u><政策目標 5> 「見守りネットワーク」の構築</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 対象外
消費者行政推進の方針	<p><u><平成 27 年度から平成 29 年度までの方針></u></p> <ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談窓口を維持する。 消費者被害の未然防止のため、啓発事業を強化する。 <p><u><平成 30 年度以降の方針></u></p> <ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談体制及び啓発事業については、交付金等活用期間経過後においても維持する。
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談窓口を維持する。 担当職員および消費生活相談員の対応能力強化のため、研修参加の支援の継続を図る。(平成 27 年度～平成 32 年度)

その他特記事項	
---------	--

市町村推進プログラム

(別添様式)

都道府県名	京都府	市町村名	木津川市
-------	-----	------	------

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 38 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談の強化を図るため、平成 21 年 5 月から、週 1 日消費生活相談員を設置して、身近に市民からの相談に対応する体制の強化を図った。(相楽消費生活センター設置までの間) 平成 22 年 3 月から相楽地域(1 市 3 町 1 村)の広域事務組合において設置した相楽消費生活センターの運営支援を行った。
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> 平成 21 年度に消費生活センターを設置し、相談件数は、平成 25 年度の 492 件に対し、平成 26 年度は 556 件と 13% 増加した。この内、木津川市の相談件数は、全体の 6 割強を占めている。 市民にもセンターへの認識が深まり、市単独で相談員を配置していた時よりも相談・出前講座の件数は増加している。
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><u><政策目標 1> 相談体制の空白地域の解消</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 21 年度に相楽消費生活センターを設置済み。 <p><u><政策目標 2> 相談体制の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 相楽消費生活センターにおいて、国民生活センターの研修を受けやすい環境を整備し、国民生活センターの研修に参加させることで消費生活相談員のレベルアップを図る。 相楽消費生活センターにおいて、消費生活講座、消費生活出前講座の充実を図る。 <p><u><政策目標 4> 消費者教育の推進</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 対象外 <p><u><政策目標 5> 「見守りネットワーク」の構築</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 相楽消費生活センターや関係機関と連携し、消費者安全確保地域協議会の設置に努める。
消費者行政推進の方針	<p><u><平成 27 年度から平成 29 年度までの方針></u></p> <ul style="list-style-type: none"> 相楽消費生活センターを維持する。 <p><u><平成 30 年度以降の方針></u></p> <ul style="list-style-type: none"> 相楽消費生活センターの維持について、交付金等活用期間経過後も継続して実施していく。
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> 相楽消費生活センターを維持する。
その他特記事項	消費者被害防止のため、相楽郡広域事務組合と連携を強化していくとともに機会を捉えて関係機関の研修会への参加を進めていく。

市町村推進プログラム

(別添様式)

都道府県名	京都府	市町村名	大山崎町
-------	-----	------	------

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	消費生活相談体制強化のため、消費生活相談窓口を設置するとともに、消費生活相談体制を月 1 回体制（平成 20 年度）から月 2 回体制（平成 21 年度）、月 4 回体制（平成 22 年度）とした。
総括・評価	消費生活相談を月 1 回から月 4 回に増やしたことで、地域の身近な窓口として、消費生活相談員の助言やあっせん等による救済が行き届きやすい体制を整えることができた。
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><u>＜政策目標 1＞相談体制の空白地域の解消</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談体制は月 4 回体制で設置済み。 <p><u>＜政策目標 2＞相談体制の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談窓口で担当職員も相談を受けることにより、消費生活相談員が国民生活センターの研修を受けやすい環境を整備する。 <p><u>＜政策目標 4＞消費者教育の推進</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象外 <p><u>＜政策目標 5＞「見守りネットワーク」の構築</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象外
消費者行政推進の方針	<p>＜平成 27 年度から平成 29 年度までの方針＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談体制について、現在の月 4 回体制を維持する。 <p>＜平成 30 年度以降の方針＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談体制について、基金活用期間経過後においても維持する。
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談員の対応能力強化のため、研修参加の支援の継続を図る。
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者被害防止のため、町広報紙などで具体的な事例を示して、啓発を図る。

市町村推進プログラム

(別添様式)

都道府県名	京都府	市町村名	久御山町
-------	-----	------	------

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 34 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談体制強化のため、消費生活相談員を雇用し、消費生活相談窓口を週に 1 回設置することとした。(平成 24 年 7 月から。基金は平成 25 年度から活用している。) 専門的な知識をもつ消費生活相談員に、町広報誌にて「消費生活 110 番」という記事を書いてもらうことで、消費生活についての情報を町民に周知している。(平成 24 年 9 月から)
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> 平成 24 年 7 月から消費生活相談窓口を設置し、相談件数は、平成 23 年度の 1 件に対し、平成 24 年度は 10 件と増加した。平成 25 年度は 10 件と同数だったが、平成 26 年度は、10 月末時点で 24 件となっており、少しづつではあるが、消費生活相談窓口の存在が浸透してきていると考える。 消費生活相談窓口を設置するまでは、専門的な知識を有する者がおらず、対応できる事案が限定されていたが、消費生活相談窓口を設置することにより、専門的な事案に対応ができるようになり、相談体制が確立された。相談日以外に消費者から電話があった場合は、緊急性を確認した上で、相談日に来ていただくか、京都府消費生活安全センターに対応を依頼するなど、消費生活相談に対する体制を整えることができた。 消費生活相談員が、消費生活相談事案を積極的に収集し、対応能力等の向上をはかることができた。
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p>＜政策目標 1＞相談体制の空白地域の解消</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 24 年 7 月に消費生活相談窓口（毎週水曜）を設置済み。 <p>＜政策目標 2＞相談体制の質の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談員が国民生活センターなどの研修に参加し、また、消費生活相談の事案を収集することにより、消費生活相談員のレベルアップを図る。 消費生活相談員がいないときに消費者からの相談があった場合、迅速な対応をするために、京都府消費生活安全センターや京都府山城広域振興局等との連携を深める。 <p>＜政策目標 4＞消費者教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 該当なし <p>＜政策目標 5＞「見守りネットワーク」の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> 該当なし
消費者行政推進の方針	＜平成 27 年度から平成 29 年度までの方針＞

	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談窓口を維持する。 ・地域の身近な窓口である消費生活相談窓口として、消費生活相談体制を維持・強化するため、研修や弁護士等の活用により消費生活相談員のレベルアップを図る。 ・町広報誌等を活用し、消費生活の事例など、情報提供及び周知し、また、消費者問題への関心を喚起するための研修・講習等を開催することで、消費者被害の未然防止・拡大防止に努める。
	<平成30年度以降の方針>
	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談体制について、基金活用期間を経過したのちに、自主財源化を目指しつつ、広域的な相談体制についても検討していく。
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談窓口を維持する。(平成27年度～平成33年度) ・弁護士等の活用により専門的な消費生活相談への対応能力の向上を図る。(平成27年度～平成33年度) ・消費生活相談員の対応能力強化のため、研修参加の支援の継続を図る。(平成27年度～平成33年度) ・町広報誌等を活用し、消費者被害の情報提供及び未然防止に努める。(平成27年度～平成33年度)
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者被害防止のため、庁内の連携を密にし、全庁をあげて対応する。

市町村推進プログラム

(別添様式)

都道府県名	京都府	市町村名	井手町
-------	-----	------	-----

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平 31 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談体制強化のため、消費生活相談窓口を設置した。(平成 23 年度～) 消費生活相談スタートアップ事業として啓発用冊子・パンフレット等展示ボックスを設置した。(平成 23 年度)
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> 平成 23 年度から地域の身近な消費生活相談窓口としての体制を整えることができた。相談件数は平成 23 年度 0 件、平成 24 年度 0 件、平成 25 年度 0 件、平成 26 年度 2 月末現在で 2 件となっており、少しずつではあるが相談窓口として認識されるようになった。
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><u><政策目標 1> 相談体制の空白地域の解消</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 23 年度当初で消費生活相談窓口を設置済。 <p><u><政策目標 2> 相談体制の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談担当職員も相談を受けられるよう研修に参加とともに、相談員も研修を受けやすい環境を整備する。 <p><u><政策目標 4> 消費者教育の推進</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 対象外 <p><u><政策目標 5> 「見守りネットワーク」の構築</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 対象外
消費者行政推進の方針	<p><u><平成 27 年度から平成 29 年度までの方針></u></p> <ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談体制について、現在の体制を維持する。 <p><u><平成 30 年度以降の方針></u></p> <ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談体制については、基金活用期間経過後においても維持することを目指す。
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談体制を維持する。 消費生活相談員の対応能力強化のため、研修参加の支援を図る。
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> 消費者被害防止のため、町イベントや町広報紙などを活用した啓発を図る。

市町村推進プログラム

都道府県名	京都府	市町村名	宇治田原町
-------	-----	------	-------

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 40 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談の体制強化のため、消費生活相談窓口を設置した。(平成 23 年度) ・消費者被害防止のため啓発チラシ・グッズを「ふるさとまつり」会場で配布した。(平成 23 年度～)
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 23 年度に消費生活相談窓口を設置した。相談件数は平成 23 年度 17 件、平成 24 年度 9 件、平成 25 年度 4 件と減少している。これは消費生活問題に関し消費者教育の普及啓発効果が表れ、あやしい話には乗らない、自ら毅然とした態度で対応することで、相談にまで至らないことの表れと解する。
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><u><政策目標 1 >相談体制の空白地域の解消</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 23 年度当初で消費生活相談窓口を設置済み。 <p><u><政策目標 2 >相談体制の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 25 年度までの消費生活相談員の研修参加率は 100% であり、今後も 100% を維持する。 <p><u><政策目標 4 >消費者教育の推進</u></p> <p>対象外</p> <p><u><政策目標 5 > 「見守りネットワーク」の構築</u></p> <p>対象外</p>
消費者行政推進の方針	<p><平成 27 年度から平成 29 年度までの方針></p> <p>関係団体と協力し、高齢者向け消費者教育に力を入れる。</p> <p><平成 30 年度以降の方針></p> <p>消費生活相談体制については、交付金活用期間を経過した事業から順次自主財源化を目指す。</p>
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談体制を維持する。(平成 27 年度～平成 31 年度) ・消費生活相談員の対応能力強化のため、研修参加の支援の継続を図る。(平成 23 年度～平成 31 年度)
その他特記事項	

市町村推進プログラム

(別添様式)

都道府県名	京都府	市町村名	笠置町
-------	-----	------	-----

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 38 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談窓口の強化を図るため、1 市 3 町 1 村で構成する相楽郡広域事務組合（木津川市、笠置町、和束町、精華町、南山城村で構成）において、消費生活センターの基準を満たす消費生活相談窓口（相楽消費生活センター）を新たに設置し、相楽地域内の住民を対象とした消費生活相談業務を開始した。（平成 21 年度） ・相楽消費生活センターの相談員が町村を巡回して相談業務を行う巡回相談（毎週火曜日午後）を実施した。（平成 22 年度～平成 24 年度） ・消費者被害防止のため、笠置町社会福祉協議会と連携し、相楽消費生活センターの相談員による消費生活出前講座を実施した。（平成 25 年度～平成 26 年度） ・相楽消費生活センターが行う消費生活に関する啓発事業等の周知広報を行った。
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 21 年度に消費生活センターを設置し、相談件数は、平成 24 年度の 8 件に対し、平成 25 年度は 5 件と 62.5% 減少した。年間約 7 件弱の件数があり、地域の相談窓口として一定の認知はされている。 ・相楽消費生活センターが行う消費生活出前講座や各種啓発事業などの周知広報を実施したことにより、消費者被害の未然防止に寄与した。
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><u><政策目標 1 > 相談体制の空白地域の解消</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 21 年度に相楽消費生活センターを設置済み。 <p><u><政策目標 2 > 相談体制の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・相楽消費生活センターにおいて、相談員が国民生活センターの研修を受けやすい環境を整備し、国民生活センターの研修に参加させることでレベルアップを図る。 ・相楽消費生活センターにおける消費生活講座、消費生活出前講座の充実を図る。 <p><u><政策目標 4 > 消費者教育の推進</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象外 <p><u><政策目標 5 > 「見守りネットワーク」の構築</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象外

消費者行政推進の方針	<p><平成 27 年度から平成 29 年度までの方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の身近な消費生活相談窓口として、引き続き相楽消費生活センターにおける相談体制を維持する。
	<p><平成 30 年度以降の方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ・相楽消費生活センターにおける消費生活相談体制は、基金活用期間経過後においても維持する。
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活センターを維持する。
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者被害防止のため、相楽郡広域事務組合と連携を強化していくとともに、機会を捉えて関係機関の研修会への参加を進めていく。

市町村推進プログラム

都道府県名	京都府	市町村名	和束町
-------	-----	------	-----

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 38 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談窓口の強化を図るため、相楽地域管内（1 市 3 町 1 村）で構成する広域事務組合において設置した相楽消費生活センターの運営支援を行った。 ・相楽消費生活センターが行う、消費生活に関する啓発事業の周知広報を行った。
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 21 年度に消費生活センターを設置し、相楽地域内の相談件数は、平成 24 年度の 466 件に対し、平成 25 年度は 492 件と 5.6% 増加した。年間約 500 件弱の件数があり、地域の相談窓口として定着しつつある。 ・相楽消費生活センターの協力により、町内イベントでの消費生活相談設置と啓発活動により、消費者被害の未然防止に寄与した。
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><u><政策目標 1 >相談体制の空白地域の解消</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 21 年度に消費生活センターを設置済み。 <p><u><政策目標 2 >相談体制の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民生活センターの研修を受けやすい環境を整備し、国民生活センターの研修に参加させることで相楽消費生活センターの相談員のレベルアップを図る。 ・相楽消費生活センターにおける消費生活講座、消費生活出前講座の充実を図る。 <p><u><政策目標 4 >消費者教育の推進</u></p> <p>対象外</p> <p><u><政策目標 5 >「見守りネットワーク」の構築</u></p> <p>対象外</p>
消費者行政推進の方針	<p><u><平成 27 年度から平成 29 年度までの方針></u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・相楽消費生活センターを維持する。 <p><u><平成 30 年度以降の方針></u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・相楽消費生活センターにおける基金活用期間経過後も、自主財源化で維持する。

消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none">・相楽消費生活センターを維持する。
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none">・消費者被害防止のため、市町村消費生活行政担当課長（担当者）と連携を強化していくとともに機会を捉えて関係機関の研修会への参加を進めていく。

市町村推進プログラム

(別添様式)

都道府県名	京都府	市町村名	精華町
-------	-----	------	-----

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 38 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費生活相談窓口の強化を図るため、1 市 3 町 1 村で構成する相楽郡広域事務組合（木津川市、笠置町、和束町、精華町、南山城村で構成）において、消費生活センターの基準を満たす消費生活相談窓口（相楽消費生活センター）を新たに設置し、相楽地域内の住民を対象とした消費生活相談業務を開始した。 ・ 相楽消費生活センターの相談員が町村を巡回して相談業務を行う巡回相談（毎週火曜日午後）を実施した（平成 24 年度末まで）。 ・ 相楽消費生活センターが行う消費生活に関する啓発事業等の周知広報を行った。
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 21 年度に相楽消費生活センターを設置し、相談件数は、平成 24 年度の 127 件に対し、平成 25 年度は 143 件と約 12.6% 増加した。年間約 130 件の件数があり、地域の相談窓口として定着しつつある。 ・ 相楽消費生活センターが行う各種啓発事業などの周知広報を実施したことにより、消費者被害の未然防止に寄与した。
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p style="margin-bottom: 0;"><u><政策目標 1 >相談体制の空白地域の解消</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 21 年度に相楽消費生活センターを設置済み。 <p style="margin-bottom: 0;"><u><政策目標 2 >相談体制の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 相楽消費生活センターにおいて、相談員が国民生活センターの研修を受けやすい環境を整備し、国民生活センターの研修に参加させることでレベルアップを図る。 ・ 相楽消費生活センターにおける消費生活講座、消費生活出前講座の充実を図る。 <p style="margin-bottom: 0;"><u><政策目標 4 >消費者教育の推進</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象外 <p style="margin-bottom: 0;"><u><政策目標 5 >「見守りネットワーク」の構築</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象外
消費者行政推進の方針	<p style="margin-bottom: 0;"><u><平成 27 年度から平成 29 年度までの方針></u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の身近な消費生活相談窓口として、引き続き相楽消費生活センターにおける相談体制を維持する。 <p style="margin-bottom: 0;"><u><平成 30 年度以降の方針></u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 相楽消費生活センターにおける消費生活相談体制は、基金活用期間経過後においても維持する。

消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none">・ 相楽消費生活センターを維持する。
その他特記事項	消費者被害防止のため、相楽郡広域事務組合と連携を強化していく。とともに、機会を捉えて関係機関の研修会への参加を進めていく。

市町村推進プログラム

都道府県名	京都府	市町村名	南山城村
-------	-----	------	------

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 38 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに 市町村プログラムに則して 実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談窓口の強化を図るため、1 市 3 町 1 村で構成する相楽郡広域事務組合（木津川市、笠置町、和束町、精華町、南山城村で構成）において、消費生活センターの基準を満たす消費生活相談窓口（相楽消費生活センター）を新たに設置し、相楽地域内の住民を対象とした消費生活相談業務を開始した。 相楽消費生活センターの相談員が町村を巡回して相談業務を行う巡回相談を実施した（平成 24 年度末まで）。 相楽消費生活センターが行う消費生活に関する啓発事業等の周知広報を行った。
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> 平成 21 年度に相楽消費生活センターを設置し、相談件数は、平成 24 年度の 12 件に対し、平成 25 年度は 14 件と約 16.7% 増加した。センターの認知度も上がり、複雑な相談案件もあることからその件数も年々増える傾向にある。地域の相談窓口として定着しつつある。 相楽消費生活センターが行う各種啓発事業などの周知広報を実施したことにより、消費者被害の未然防止に寄与した。
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><政策目標 1> 相談体制の空白地域の解消</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 21 年度に相楽消費生活センターを設置済み。 <p><政策目標 2> 相談体制の質の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 相楽消費生活センターにおいて、相談員が国民生活センターの研修を受けやすい環境を整備し、国民生活センターの研修に参加させることでレベルアップを図る。 相楽消費生活センターにおける消費生活講座、消費生活出前講座の充実を図る。 <p><政策目標 4> 消費者教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象外 <p><政策目標 5> 「見守りネットワーク」の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象外
消費者行政推進の方針	<p><平成 27 年度から平成 29 年度までの方針></p> <ul style="list-style-type: none"> 地域の身近な消費生活相談窓口として、引き続き相楽消費生活センターにおける相談体制を維持する。

	<p><平成 30 年度以降の方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 相楽消費生活センターにおける消費生活相談体制は、基金活用期間経過後においても維持する。
推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相楽消費生活センターを維持する。
その他特記事項	<p>消費者被害防止のため、相楽郡広域事務組合と連携を強化していく。とともに機会を捉えて関係機関の研修会への参加を進めていく。</p>

市町村推進プログラム

(別添様式)

都道府県名	京都府	市町村名	京丹波町
-------	-----	------	------

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 36 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談体制強化のため、消費生活相談窓口を開設するとともに、出前講座等で啓発活動を実施するため、パソコン・プロジェクト・スクリーンを購入した。(平成 23 年度) ・高齢者の消費者被害防止のため、老人会等で出前講座を開催した。(平成 24～26 年度) ・消費生活相談員の対応能力強化のため、研修参加を支援した。(平成 23～25 年度) ・消費生活相談員の処遇改善のため、1 時間あたりの報酬を 170 円増額し、1,300 円とした。(平成 26 年度～) ・消費生活相談窓口の開設を住民に周知するとともに、消費生活相談窓口に即座に電話できるよう電話番号を記したマグネットステッカーを作製し、全戸配布した。(平成 24 年度) ・食の安全・安心に関して消費者への啓発を強化するため、食品表示マーク等を掲載したクリアファイルを作製し、食の祭典、町内小中学校児童・生徒、出前講座他で配布。(平成 24～26 年度) ・消費者月間その他において啓発のため、のぼり旗を購入。(平成 25 年度)
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 23 年 10 月に消費生活相談窓口を設置、相談件数は平成 23 年度 34 件、平成 24 年度 69 件、平成 25 年度 74 件、平成 26 年 2 月時点で 47 件となっており、地域の相談窓口として定着しつつある。 ・平成 24 年度から、消費生活相談員の消費生活相談対応能力の強化のため、研修参加を支援した。その結果、あっせん件数が平成 23 年度の 0 件に対し、平成 24 年度、平成 25 年度は各 4 件となり、消費生活相談の対応能力や質が向上した。 ・消費生活相談体制の強化により、平成 26 年度における消費生活相談員の助言やあっせん等により救済金額の総額が 5,167 千円となった。
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><u><政策目標 1 >相談体制の空白地域の解消</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 26 年度当初で消費生活相談窓口を設置済み。 <p><u><政策目標 2 >相談体制の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・週 2 日の消費生活相談窓口開設を維持するため、引き続き消費生活相談員の確保に努める。 ・国民生活センターの研修に参加させることで、消費生活相談員のレベルアップを図る。

消費者行政推進の方針	<p><平成 27 年度から平成 29 年度までの方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談窓口（体制）を維持する。 ・出前講座など消費者教育、啓発に力を入れ、消費者被害の未然防止に努める。
	<p><平成 30 年度以降の方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談体制については、基金活用期間経過後においても維持する。 ・啓発事業については、より効果的な取組に重点化しつつ、基金活用期間経過後も行う事業を精査していく。
	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談窓口を維持する。（平成 27 年度～平成 35 年度） ・消費生活相談員の対応能力強化のため、研修参加の支援の継続を図る。（平成 27 年度～平成 33 年度） ・平成 26 年度に消費生活相談員の処遇改善した 1 時間あたり 1,300 円の賃金を維持する。（平成 27 年度～平成 35 年度）※平成 27 年度 10 月～1 時間あたり 1,320 円となった。
その他特記事項	

市町村推進プログラム

都道府県名	京都府	市町村名	伊根町
-------	-----	------	-----

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・宮津市、伊根町、与謝野町の 1 市 2 町で宮津与謝消費生活センターを設置した。(平成 23 年度) ・地区住民及び高齢者への消費者教育講座等を実施した。(平成 22 年度～平成 26 年度) ・消費者向け啓発物品の作成及び配布をした。(平成 21 年度～平成 25 年度) ・町内高齢者独居世帯の訪問活動を実施した。(平成 23 年度～平成 24 年度)
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> ・相談件数は年数件と少数であり、近年あまり変化はないが、上記活動により、特に高齢者に対する消費生活に関する掘り起しができた。
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><u>＜政策目標 1 ＞相談体制の空白地域の解消</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・宮津与謝消費生活センターを設置し、住民の相談に応じており、空白地域はない。 <p><u>＜政策目標 2 ＞相談体制の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・宮津与謝消費生活センターにおいて、相談員が資質向上のための研修を受けやすい環境を整備する。 <p><u>＜政策目標 4 ＞消費者教育の推進</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象外 <p><u>＜政策目標 5 ＞「見守りネットワーク」の構築</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象外
消費者行政推進の方針	<p>＜平成 27 年度から平成 29 年度までの方針＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宮津与謝消費生活センターを構成団体と協力して維持する。 <p>＜平成 30 年度以降の方針＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宮津与謝消費生活センターと構成団体と協力して消費生活相談体制を維持する。
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> ・宮津与謝消費生活センターを構成団体と協力して維持する。 ・地区住民及び高齢者教育講座等の継続的に実施する。 ・消費者向け啓発チラシ等を配布する。

その他特記事項	
---------	--

市町村推進プログラム

都道府県名	京都府	市町村名	与謝野町
-------	-----	------	------

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 40 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者安全法に基づき、宮津市、伊根町、与謝野町の 1 市 2 町で宮津与謝消費生活センターを設置した。 ・消費生活相談に対応するため、参考図書の購入を行い、知識の向上を図った。(平成 22 年度～平成 26 年度) ・担当職員の知識向上のため、研修会等への参加を行った。(平成 22 年度～平成 26 年度) ・消費者被害防止のための広報を行うとともに、啓発物品を作成し、配布した。(平成 22 年度～平成 26 年度)
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談員が週 2 階庁舎に常駐することにより、相談体制の強化を図ることが出来た。 ・参考図書の購入により、消費生活相談知識の向上が図られた。 ・各種研修に参加して、情報収集を行うことにより、相談内容の充実が図られた。 ・広報並びに啓発物品の配布により、相談窓口の周知を図ることが出来、相談件数も増加した。
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><u>＜政策目標 1 ＞相談体制の空白地域の解消</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・宮津与謝消費生活センターを設置し、住民の相談に応じており、空白地域はない。 <p><u>＜政策目標 2 ＞相談体制の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談員だけでなく、担当職員も十分相談に応じられるよう、研修の強化を図る。 <p><u>＜政策目標 4 ＞消費者教育の推進</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象外 <p><u>＜政策目標 5 ＞「見守りネットワーク」の構築</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象外
消費者行政推進の方針	<p>＜平成 27 年度から平成 29 年度までの方針＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宮津与謝消費生活センターを構成団体と協力して維持する。 ・消費者被害を未然に防止するため、啓発や研修を積極的に推進する。 <p>＜平成 30 年度以降の方針＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談体制については、基金活用期間を経過した事業から順次自主財源化を目指す。 ・町内のイベント等、あらゆる機会を通じて、未然防止のための広報を行う。

消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> ・宮津与謝消費生活センターを構成団体と協力して維持していく。 (平成27年度～平成39年度) ・消費生活相談に迅速に対応できるよう、担当職員の知識向上を図るため、参考図書の購入や、研修会への参加を積極的に行う。(平成27年度～平成39年度) ・町広報、啓発物品等を利用し、あらゆる機会を通じて消費者被害を未然に防止する取り組みを行う。(平成27年度～平成39年度)
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者被害防止のため、庁内の連携を密にして全庁をあげて対応する。(平成27年度～平成39年度)

市町村推進プログラム

都道府県名	京都府	市町村名	相楽郡広域事務組合
-------	-----	------	-----------

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 38 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに 市町村プログラムに則して 実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none">・ 消費生活センターを平成 22 年 3 月 1 日から開設するため、施設改修工事にかかる設計、改修工事、回線工事及び各種備品等を整備した。（平成 21 年度）・ 消費生活相談員 2 名を週 4 日配置し、消費生活相談業務を開始した。（平成 21 年度） ※平成 25 年度以降週 3 日勤務に変更。・ P I O-N E T を配備した。（平成 21 年度）・ 啓発用リーフレットなどを作成した。（平成 21 年度）・ 週 4 日勤務の消費生活相談員を 1 名増員し、相談体制の充実・強化を図った。（平成 22 年度） <p>※平成 25 年度以降週 3 日勤務に変更。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 巡回相談用の公用車（1 台）を購入した。（平成 22 年度）・ 木津川市を除く町村（笠置町、和束町、精華町及び南山城村）を対象に消費生活相談員を派遣する巡回相談を開始した。（平成 22 年度～平成 24 年度）・ 消費生活相談員の対応能力強化のため、研修参加を支援した。（平成 22 年度～平成 26 年度）・ 消費生活講座の開講に向けての各種備品を整備した。（平成 22 年度）・ 啓発用クリアファイルを作成した。（平成 22 年度・平成 26 年度）・ 啓発用 D V D を購入した。（平成 22 年度）・ 消費者被害防止の啓発のため「くらしの豆知識」を配布した。（平成 22 年度～平成 26 年度）・ 悪質商法被害の防止を中心とした消費者教育の一環として、消費生活講座を開講した。（平成 22 年度～平成 26 年度）・ ホームページによる情報発信を行うため、ホームページを作成した。（平成 23 年度）・ 消費生活出前講座用リーフレットを作成した。（平成 23 年度～平成 24 年度）・ センター P R チラシを作成した。（平成 24 年度）・ 高齢者の消費者被害防止のための消費者啓発用パンフレット及び訪問販売お断りステッカーを作成し、圏域内の全戸に配布した。

	<p>(平成 24 年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者被害防止のため、自治会、社会福祉協議会、老人会等で消費生活出前講座を開始した。(平成 22 年度～平成 26 年度) ・ 啓発用ポケットティッシュを作成した。(平成 25 年度～平成 26 年度) ・ 京都府「地域 110 番」事業を京都府と共に実施した。(平成 25 年度～平成 26 年度) ・ 各市町村催(祭)事へのブース出展や消費生活無料相談会を開催した。(平成 25 年度～平成 26 年度) ・ 啓発用ポスター・のぼり旗を作成した。(平成 26 年度)
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 21 年度に消費生活センターを設置し、相談件数は、平成 24 年度の 466 件に対し、平成 25 年度は 492 件と 5.6% 増加した。年間約 500 件弱の件数があり、地域の相談窓口として定着しつつある。 ・ 主体業務である相談対応を中心としながら、相談事案に発展しないための取り組みとして各種の消費者教育・啓発事業などを実施し、圏域住民の消費者被害への対応や未然防止に大きく寄与した。 ・ 平成 22 年度から実施した消費生活出前講座が、平成 24 年度には 6 団体 115 人に対し、平成 25 年度には 15 団体 645 人、平成 26 年度には 27 団体 1,004 人(予定)と着実に増加している。なお、平成 25 年度は、新たに公立中学校において教育啓発に取り組んだ。
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><u><政策目標 1> 相談体制の空白地域の解消</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 21 年度に消費生活センターを設置済み。 <p><u><政策目標 2> 相談体制の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国民生活センターの研修を受けやすい環境を整備し、国民生活センターの研修に参加させることで消費生活相談員のレベルアップを図る。 ・ 消費生活講座、消費生活出前講座の充実を図る。 <p><u><政策目標 4> 消費者教育の推進</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象外 <p><u><政策目標 5> 「見守りネットワーク」の構築</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 構成市町村(木津川市・笠置町・和束町・精華町・南山城村)と連携して進めていく。
消費者行政推進の方針	<p><平成 27 年度から平成 29 年度までの方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消費生活センターを維持する。 ・ 地域の身近な窓口である消費生活相談窓口として、消費生活相談体制を維持・強化するため、研修等の活用により消費生活相談員のレベルアップを図る。

	<ul style="list-style-type: none"> 効果的な消費者被害未然防止事業等を実施するため、圏域内の市町村、警察署、市町村の社会福祉協議会、地域包括支援センター、民生児童委員協議会などの団体等と連携を図る。
	<p><平成 30 年度以降の方針></p> <ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談体制については、基金活用期間経過後においても維持する。 消費生活講座、消費生活出前講座については、より効果的な取組に重点化しつつ、交付金等活用期間経過後も行う事業を精査していく。
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> 消費生活センターを維持する。 消費生活相談員の対応能力強化のため、研修参加の支援の継続を図る。
その他特記事項	消費者被害防止のため、市町村消費生活行政担当課長（担当者）と連携を強化していくとともに機会を捉えて関係機関の研修会への参加を進めていく。